

令和3年度青森県内創業・起業支援制度一覧

（令和3年5月末日現在）

目次

1. 講座・セミナー・交流会	・・・ 1
2. ソフト支援・創業相談(支援拠点)	・・・ 7
3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給)	・・・12
4. 融資制度(自治体融資制度を除く)	・・・21

1. 講座・セミナー交流会

令和3年5月末現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
5月～	令和3年度創業・起業座談会及び支援制度説明会	全県	【内容】 創業についての考え方や創業体験談を紹介する起業家座談会を開催します。あわせて、関係機関が一堂に集まり、創業・起業支援制度に係る説明会を開催します。 【日時・場所】 ・三沢会場 5/25 16:30～18:30 三沢市総合社会福祉センター ・八戸会場 6/1 16:30～18:30 八戸ポータルミュージアムはっち ・むつ会場 6/3 16:30～18:30 下北文化会館 ・五所川原 6/8 16:30～18:30 五所川原市民学習情報センター ・十和田会場 6/10 16:30～18:30 十和田商工会館 ・弘前会場 6/29 16:30～18:30 弘前市民会館 ・黒石会場 7/1 16:30～18:30 黒石産業会館 ・青森会場 7/6 16:30～18:30 青森観光物産館アスパム 【受講料】無料 【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/support_for_entrepreneurs.html	青森県 地域産業課 創業支援グループ (担当: 対馬) 電話: 017-734-9374
未定	地域クラウド交流会	青森県内	【内容】 創業者に対し人脈作りの場を提供し、地域内での創業機運を高めつつ地域全体の活性化を目指す交流会です。この交流会では、5名の起業家が自身の事業プランを発表し、参加者は参加費の一部を使って応援したいと思った起業家に投票をします。 【場所】未定 【日時】未定 ※新型コロナウイルス感染症終息後 【講師】未定 【受講料】勉強会: 無料、交流会: 1,000円 【URL】 https://www.facebook.com/michinoku.chiikisousei/ https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/chiikicloud.html	みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話: 017-774-1252
9～12月	創業セミナー	青森市 弘前市 八戸市 (予定)	【内容】未定 【場所】青森市、弘前市、八戸市(予定) 【日時】9～12月 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】Zoomによる参加可	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 (担当: 堀川・沼田) 電話: 017-723-1356
毎月	あお☆スタセミナーオンライン	青森市	【内容】 域内外で活躍する先輩起業家等を招き、地域でのスタートアップを目的としたイベントです。 【場所】Zoomウェビナー(AOMORI STARTUP CENTER) 【日時】毎月 月末 【講師】先輩起業家等 【受講料】無料 【URL】https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL)	青森商工会議所 経営支援課 (担当: 渋谷) 電話: 017-734-1311

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
7月 10月 2月	あお☆スタピッチ 交流会	青森市	【内容】 「あおもり地域ビジネス交流センター」、「AOMORI STARTUP CENTER」等を活用し起業または事業展開した事業者等のビジネスモデルや事業内容を事業者自らピッチ(ショートプレゼン)するイベントです。 【場所】AOMORI STARTUP CENTER(オンライン配信予定) 【日時】7月、10月、2月 日付未定 15:30～ 【講師】 【受講料】ピッチイベント無料 【URL】https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL)	青森商工会議所 経営支援課 (担当:渋谷) 電話:017-734-1311
6月	社会デザイン・ビ ジネスラボin青森 第1回	青森市	【内容】 「社会に貢献したい!」「ITを中心にしたテクノロジーや法人・個人の強みによって持続可能な社会にしたい!」という思いや考えを持つメンバーが集い、その専門性に基づいて知恵を出し合い、産官学の地研や技術を融合することで、社会課題の解決と新たなビジネス機会を共に生み出すことを目指していきます。 【場所】青森商工会議所1階 あおもりスタートアップセンター 【日時】6月4日(金) 18:00～20:00、6月29日(月) 17:00～19:00 【講師】立教大学大学院 中村陽一教授 他 【受講料】無料 【URL】 https://sd-bl.net/event_20210604 【オンライン】Zoomによる参加	青森中央学院大学 事務局 研究支援・地 域連携課 (担当:竹中) 電話:017-728-0131
未定	社会デザイン・ビ ジネスラボin青森 第2回	青森市	【内容】 「社会に貢献したい!」「ITを中心にしたテクノロジーや法人・個人の強みによって持続可能な社会にしたい!」という思いや考えを持つメンバーが集い、その専門性に基づいて知恵を出し合い、産官学の地研や技術を融合することで、社会課題の解決と新たなビジネス機会を共に生み出すことを目指していきます。 【場所】青森商工会議所1階 あおもりスタートアップセンター 他 【日時】未定 【講師】立教大学大学院 中村陽一教授 他 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】Zoomによる参加	青森中央学院大学 事務局 研究支援・地 域連携課 (担当:竹中) 電話:017-728-0131
未定	創業・起業サポ ートセミナー	弘前市	【内容】 創業・起業を目指す方や創業後間もない事業者を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、先輩起業家の体験談などをお伝えするセミナーを開催します。 創業するにあたって必要な準備と心構え、創業後も役立つマーケティングについて学ぶことができます。 【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】未定(秋頃開催の予定) 【講師】各回で専門の方が講師をします。 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】対応予定	ひろさきビジネス支援 センター 電話:0172-32-0770
未定	創業・起業アフ ターフォローセミ ナー	弘前市	【内容】 創業後の方を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、創業者同士の交流の場として開催します。 【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】対応予定	ひろさきビジネス支援 センター 電話:0172-32-0770

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
1～2月	創業セミナー(仮)	弘前市	【内容】創業に関するセミナー 【場所】弘前商工会議所 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】—	弘前商工会議所 中小企業相談所 電話:0172-33-4111
11月	日本政策金融公庫・弘前商工会議所共催～創業を成功に導く～創業セミナー(仮)	弘前市	【内容】創業する際の事業計画や資金計画の考え方、必要な知識を学びます。 【場所】弘前商工会議所 【日時】11月予定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】—	日本政策金融公庫 電話:0172-36-6303 弘前商工会議所 電話:0172-33-4111
7～12月	弘大じよっぱり起業家塾	弘前市	【内容】起業に関する基礎的な知識を学ぶだけでなく、地域ビジネスに関わる経営学のセオリー、起業家の講演から学ぶ事例研究、事業計画の策定演習などを通じて、柔軟な発想力や高い企画力を身につけることを狙いとしたプログラムを実施します。 【場所】弘前大学 【日時】基礎コース:7月8日、7月28日、8月19日、9月9日、9月16日 18:30～19:50 実践コース:10月7日、10月21日、11月4日、11月18日、12月2日、1月13日 18:30～19:50 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】未定	弘前大学 社会連携部 社会連携課 総務企画グループ(担当:浅原) 電話:0172-39-3915
未定	8サポ創業クラブ／1回目	八戸市	【内容】はちのへ創業・事業承継サポートセンター(8サポ)を通じて創業した方(創業直前期の方も含む)を対象として、直面する課題解決に役立てていただくようなセミナーを実施します。また、創業者同士の交流を図ることで、事業機会やネットワーク形成に役立てていただけます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】https://starting-business.net/ 【オンライン】未定	はちのへ創業・事業承継サポートセンター 電話:0178-51-9593
未定	8サポ創業クラブ／2回目	八戸市	【内容】はちのへ創業・事業承継サポートセンター(8サポ)を通じて創業した方(創業直前期の方も含む)を対象として、直面する課題解決に役立てていただくようなセミナーを実施します。また、創業者同士の交流を図ることで、事業機会やネットワーク形成に役立てていただけます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】https://starting-business.net/ 【オンライン】未定	はちのへ創業・事業承継サポートセンター 電話:0178-51-9593

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
未定	はちのへ女性創業 スクール／プレセ ミナー	八戸市	【内容】 はちのへ女性創業スクールのカリキュラム紹介や創業への意識 醸成、創業を考え始めてから開業するまでの大まかな流れ等につ いてお伝えします。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】https://starting-business.net/ 【オンライン】未定	八戸商工会議所 経営支援3課 電話:0178-43-5111
未定	はちのへ女性創業 スクール2021	八戸市	【内容】 女性創業希望者を対象に、創業の心構えや周辺知識、マーケ ティングの基礎、収益性、スケジュール、資金調達と運用等につ いて、個別・グループの各ワークを通じて習得していただけます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】https://starting-business.net/ 【オンライン】未定	八戸商工会議所 経営支援3課 電話:0178-43-5111
未定	はちのへ女性創業 スクール／リター ンズ	八戸市	【内容】 過去に開催した女性創業スクール受講者を対象に、現在の準備 状況や創業後に直面している課題解決に役立つようなセミナーや 個別相談を実施します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】https://starting-business.net/ 【オンライン】未定	八戸商工会議所 経営支援3課 電話:0178-43-5111
未定	はちのへ創業ス クール	八戸市	【内容】 創業希望者を対象に、講師との個別面談を重視し、事業計画の 策定に加え、創業後の運営システム構築までを含めてお伝えしま す。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】https://starting-business.net/ 【オンライン】未定	八戸商工会議所 経営支援3課 電話:0178-43-5111
8～9月	あおもり起業家養 成講座(黒石市創 業セミナー)	黒石市	【内容】 創業間もない方や創業・起業に興味のある方を対象に、創業に 必要な知識の習得や創業後の経営安定支援のため、専門家(イ ンキュベーション・マネジャー)によるセミナーを行います。 【場所】黒石市産業会館4階 大会議室 【日時】8月26日～9月30日(9月23日除く)の毎週木曜日 18時～ 19時半 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/index.html	黒石市 商工課 商工振興係 (担当:三上) 電話:0172-52-2111 (内線641)

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
未定	あおもり起業家養成講座(五所川原会場) 五所川原圏域創業セミナー	五所川原市	【内容】 「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識の習得から、ビジネスプランの作成ノウハウまで、「創業するためには何が必要か」、「事業を継続させるためにはどうすべきか」など、創業に必要な経営知識等を体系的に習得することができます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】インキュベーション・マネージャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】未定	五所川原市 商工労政課 (担当:古川) 電話:0173-35-2111 (内線2552)
未定	五所川原市オンライン創業セミナー	オンライン	【内容】 日本政策金融公庫弘前支店、五所川原市商工会議所と共同でオンライン創業セミナーを開催します。 【場所】オンライン開催 【日時】6月または7月を予定 【講師】日本政策金融公庫職員、五所川原市職員 【受講料】無料 【URL】未定	五所川原市 商工労政課 (担当:古川) 電話:0173-35-2111 (内線2552)
未定	十和田市創業支援セミナー	十和田市	【内容】 創業に必要とされる「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識を学ぶセミナーを実施します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話:0176-51-6773
9～11月	三沢市創業セミナー	三沢市	【内容】 創業や起業を志す方へ、外部から専門家を招き、複数回にわたったセミナーを開催します。細かなステップを踏むことで、希望者のニーズに沿ったアドバイスを提供します。 【場所】未定 【日時】9月～10月に3回程度 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】未定	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当:山内) 電話:0176-53-5111 (内線553)
未定	下北創業塾	むつ市	【内容】 創業するために必要な「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の知識を身につける少人数制の講座を開催します。修了後に創業した場合、登録免許税の軽減や融資条件の緩和などの支援措置が受けられます。(大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施) 【場所】むつ来さまい館 【日時】未定 【講師】(公財)21あおもり産業総合支援センター 鎌田直人 氏 【受講料】無料 【URL】未定	むつ市 産業雇用政策課 (担当:竹山) 電話:0175-22-1111 (内線2652)
未定	創業支援セミナー	むつ市	【内容】 創業希望者等を対象に創業支援セミナーを開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	むつ市 産業雇用政策課 (担当:竹山) 電話:0175-22-1111 (内線2652)

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
7～8月	しちのへ創業支援 セミナー	七戸町	【内容】 七戸町内での創業を目指している方を対象に、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の創業に必要な基礎的知識と、地域資源を活かした創業のポイントを学べるセミナーをオンラインで開催します。 【場所】道の駅しちのへ道路・観光情報館 【日時】詳細未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】Zoomでの開催※Zoomの環境がない方は、道の駅しちのへ道路・観光情報館で受講することができます。	七戸町 商工観光課 (担当:佐藤) 電話:0176-62-2137
未定	創業者向けセミナー、ワークショップ	未定	【内容】 共通のニーズ・課題を有する事業者が連携し、様々な問題を解決していく「Lab(ラボ)」を新設。集合セミナー、ワークショップを開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】未定	青森銀行 ビジネスパートナー部 ソリューション支援課 (担当:一戸、松橋) 電話:017-734-8511
未定	起業家コミュニティ 交流会	未定	【内容】 当行の創業者向けサービス「Startupforest」参加者、「E-learning」受講者向けのセミナー、交流会を開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】未定	青森銀行 ビジネスパートナー部 ソリューション支援課 (担当:一戸、松橋) 電話:017-734-8511

2. ソフト支援・創業相談(支援拠点)

■令和3年5月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	インキュベーション・マネジャーによる伴走型個別支援(創業相談)	全県	【概要】 創業を希望する方や創業間もない方に対し、創業支援の専門家であるインキュベーション・マネジャー(IM)が創業に関する様々な相談に対して、伴走型で支援、アドバイスを行います。 【URL】https://www.21aomori.or.jp/sougyou/	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
通年	創業サポート窓口	青森市 弘前市 八戸市 五所川原市 十和田市 むつ市	【概要】 創業相談、連携先機関・外部専門家への紹介等 【場所】当協会の各支所窓口(青森市・弘前市・八戸市・五所川原市・十和田市・むつ市) 【日時】随時 【URL】http://www.cgc-aomori.jp/sougyou/index.html 【オンライン】可能	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 (担当:堀川、沼田) 電話:017-723-1356
通年	合同相談会	県内	【概要】 外部専門家、金融機関との相談会 【場所】当協会の各支所窓口(青森市・弘前市・八戸市・五所川原市・十和田市・むつ市)ほか 【日時】随時 【URL】http://www.cgc-aomori.jp/sougyou/index.html 【オンライン】可能	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 (担当:堀川、沼田) 電話:017-723-1356
通年	経営相談会	八戸市 青森市 十和田市 五所川原市 むつ市 弘前市	【概要】 創業～経営改善まで企業の抱える課題全般の相談に応じています。 【場所】青い森信用金庫本店 【日時】毎月第二or第三水曜日 9:30～15:30(要事前申込) 【URL】—	青い森信用金庫 各営業店
通年	あおもり地域ビジネス交流センター(あおビジ)	青森市	【概要】 起業・創業希望者等に対し、起業・創業支援の専門家である「インキュベーション・マネジャー」が、構想段階でのアイデア整理や事業計画・資金計画の作成等についての助言や支援制度の情報提供等を行います。 ※東青地域5市町村(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)に在住する創業希望者及び東青地域5市町村での創業を希望される方が対象 【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】月～金曜日 10:00～20:00 【URL】Facebookで、「東青ビジネスサポート協議会」と検索してください。	あおもり地域ビジネス交流センター(あおビジ) 電話:017-763-0037 青森市新ビジネス支援課新ビジネス支援チーム (担当:石戸) 電話:017-734-2378

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	青森中央学院大学 地域マネジメント研 究所	青森市	【概要】 地域産業、社会を支援するコーディネート活動やアドバイスを 行います。 【場所】青森中央学院大学 内 【日時】平日 8時50分～17時40分 【URL】 https://www.aomoricgu.ac.jp/publication/laboratory/institute/ 【オンライン】zoomによる相談対応可	青森中央学院大学 地域マネジメント研 究所 電話:017-728-0131 mail: kenkyushien@aomori cgu.ac.jp
通年	青森公立大学地域 連携センタース タートアップラボ	青森市	【概要】 青森公立大学地域連携センター内において、新たな事業を創出 するための事業計画作りの相談や関連情報、作業を行う場を提供 します。 【支援内容】※支援は無料で受けることができます。 ◇青森公立大学地域連携センター研究員や21あおり産業総合 支援センターのインキュベーション・マネジャー等による相談、情報 提供 ◇計画作りの作業スペースを提供(無線LAN、プリンタ利用可) ◇その他(貸ロッカーの利用、無料駐車場、図書の利用) 【場所】青森公立大学地域連携センター 【日時】9時～17時 (土・日・祝日、年末年始は利用できません) 【URL】—	青森公立大学 地域連携センター (担当:鹿内、中村) 電話:017-764-1589
通年	ひろさきビジネス支 援センター	弘前市	【概要】 創業・起業志望者を構想から一貫して支援する専門家のインキュ ベーション・マネジャー(IM)や経営相談員が、事業の知識、ノウハ ウ等をアドバイスし、事業達成へと導きます。具体的には、創業に 関する融資制度の説明や、事業計画書の作成方法やブラッシュ アップ関係に係る手続き等について、伴走しながらサポートしま す。 電話やメールでお名前、連絡先、希望時間、相談内容の概要な どをお伝えください。 【場所】弘前市 土手町コミュニケーションプラザ棟2階 【日時】 ・午前9時～午後5時 毎週月～金曜日・第3土曜日(祝祭日、年末年始を除く) (ただし、水曜日・毎月第1・第3月曜日は午前9時～午後8時) ・IMによる相談は毎週水曜日、第3土曜日、毎月第1・第3月曜日の み ・IMによる相談以外もすべて事前予約制 【URL】FaceBookで「ひろさきビジネス支援センター」と検索してくだ さい。	ひろさきビジネス支 援センター 電話:0172-32-0770
通年	創業相談	弘前市	【概要】 創業に関する相談全般(創業計画、資金調達等) 【場所】弘前商工会議所 【日時】随時 【URL】—	弘前商工会議所 中小企業相談所 電話:0172-33-4111
通年	はちのへ創業・事 業承継サポートセ ンター	八戸市	【概要】 八戸商工会議所職員(IM)が常駐し、創業希望者の相談に応じて います。また、中小企業診断士が専門的なアドバイスをを行い、創業 計画の作成を支援します。事業の構想段階から開業後のフォロー までワンストップでサポートします。また、創業に関するセミナーな ども開催しています。 【場所】八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階 【日時】月曜日～金曜日 9:00～17:30 ※祝日・年末年始を除く。 相談時間を21:00まで延長する夜間相談を週1回実施。 休日相談を月1回実施。 【URL】https://starting-business.net/	はちのへ創業・事業 承継サポートセン ター 電話:0178-51-9593 八戸市商工課 (担当:中里) 電話:0178-43-9242

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	黒石市創業相談 ルーム	黒石市	【概要】 インキュベーション・マネジャーが経営のノウハウを助言することで、ビジネスプランの構想段階から創業初期まで、創業希望者が直面する課題解決に向けた総合的な支援を展開しています。 【場所】黒石市産業会館2階 商工会議所内 【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～16:00(要予約) 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/soudan-room.html	黒石市商工課 商工振興係 (担当:三上) 電話:0172-52-2111 (内線641) ○「お申し込み」については21あおもり産業総合支援センター 電話:017-777-4066
通年	ごしょがわら圏域 創業相談ルーム	五所川原市	【概要】 五所川原圏域2市4町(五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)における広域連携により、創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー(IM)」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。 【場所】五所川原市民学習情報センター2階 【日時】毎週火曜日(原則第5火曜日除く) 10:00～16:00 【URL】 http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_sougyo_soudan.html	五所川原市 商工労政課 (担当:古川) 電話:0173-35-2111 (内線2552) ほか構成市町担当課
通年	十和田市創業相談 ルーム	十和田市	【概要】 創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・期限に至るまで、ご相談に対応します。 【場所】十和田商工会館 【日時】毎月第2・4木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 【URL】http://www.city.towada.lg.jp/docs/2018042000047/	十和田市 商工観光課 (担当:西股) 電話:0176-51-6773
通年	三沢市創業相談 ルーム	三沢市	【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。 【場所】三沢市商工会館 3階 事務室 【日時】毎月第2・第4火曜日 10:00～15:00(最終受付) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,18597,42,424,html	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当:山内) 電話:0176-53-5111 (553)
通年	むつ市創業相談 ルーム	むつ市	【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。 (大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施) 【場所】むつ来さまい館 【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～17:00 【URL】 http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/15,74649,30,221,html	むつ市 産業雇用政策課 (担当:竹山) 電話:0175-22-1111 (内線2652)
通年	今別町起業・ 創業相談	今別町	【概要】 起業・創業についてご相談に応じます。 【場所】今別町商工会議所 【日時】毎日9:00～17:00まで随時相談を受け付けます。 【URL】未定	今別町商工会 電話:0174-35-2014

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	相談窓口	外ヶ浜町	【概要】 創業希望者及び新事業展開を目指す中小企業者等を対象とした相談窓口を設置しています。 【場所】外ヶ浜町役場 総務課及び産業観光課 【日時】役場開庁時 【URL】—	外ヶ浜町 総務課 電話:0174-31-1111 産業観光課 電話:0174-31-1228
通年	ワンストップ相談窓口	七戸町	【概要】 七戸町商工観光課に創業支援の相談窓口を設置。相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。 【場所】七戸町商工観光課(道の駅しちのへ道路・観光情報館内) 【日時】平日9時から17時	七戸町 商工観光課 (担当:佐藤) 電話:0176-62-2137
通年	よろず出張相談会	七戸町	【概要】 よろず支援拠点から専門家が七戸町に出張し、無料で相談に応じます。 【場所】七戸観光交流センター 【日時】R3年4月2日・5月7日・6月4日・7月2日・8月6日・9月3日・10月1日・11月5日・12月3日・R4年1月7日・2月4日・3月4日 【URL】http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/kigyo/post-38.html	七戸町 商工観光課 (担当:佐藤) 電話:0176-62-2137
通年	起業・創業ワンストップ相談窓口	六ヶ所村	【概要】 六ヶ所村政策推進課に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、(公財)21あおり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、六ヶ所村商工会及び金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。 【場所】六ヶ所村役場 政策推進課 【日時】平日 9:00～17:00 【URL】http://www.rokkasho.jp/index.cfm/10,986,831,124,html	六ヶ所村 政策推進課 企画グループ 電話:0175-72-2111
通年	ワンストップ窓口の設置(創業支援等事業)	三戸町	【概要】 創業・企業相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。 【場所】三戸町役場 まちづくり推進課 【日時】平日 8時15分～17時 【URL】—	三戸町 まちづくり推進課 (担当:明戸) 電話:0179-20-1117
通年	創業相談窓口設置	三戸町	【概要】 経営指導員が創業・企業相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。 【場所】三戸町商工会 【日時】平日 9時～17時 【URL】—	三戸町商工会 電話:0179-22-2131

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	ワンストップ相談窓口	南部町	【概要】 南部町商工観光課にワンストップ相談窓口を設置。相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、支援機関を紹介する。 【場所】南部町商工観光課(本庁舎) 【日時】平日9時～17時 【URL】—	南部町 商工観光課 電話:0178-84-2119
通年	ワンストップ相談窓口	階上町	【概要】 階上町産業振興課にワンストップ相談窓口を設置。相談者に対し、支援施策や支援機関を紹介する。 【場所】階上町役場産業振興課 【日時】平日8:15～17:00 【URL】—	階上町 産業振興課 商工観光グループ 電話:0178-88-2875
通年	伴走型支援推進モデル事業(創業・起業家伴走型支援)	未定(事業申込商工会)	【概要】 当会専門経営指導員及びインキュベーション・マネージャー職員が、構想・企画の段階から創業計画まで支援を実施。その後、地域商工会に支援をシフトし、地域商工会と共に策定した計画書の実行支援等フォローアップを行う。 【場所】未定(事業申込商工会) 【日時】相談があり次第、日程調整し、支援を行う。 必要に応じて、専門家等へ繋ぐ。 【URL】—	青森県商工会連合会 広域支援課 地域支援係 (担当:橋本・前田 電話:017-734-3394

3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給)

令和3年5月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	「選ばれる青森」への挑戦資金 (青森県特別保証融資制度)	【対象】 ・県内で創業する(創業後5年未満を含む。)事業 ・空き店舗活用による地域商店街活性化への取組(空き店舗活用チャレンジ融資) など 【限度額】1億円 【利率】 事業承継枠以外 1.1%(条件によって1.0%又は0.9%又は0.7%) 事業承継枠 金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 【期間】運転資金10年以内、設備15年以内 【URL】http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marucho.html 【県と市町村が保証料等を補助します】 「選ばれる青森」への挑戦資金を含む青森県特別保証融資制度を利用する場合、県と市町村では、その保証料又は利子の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。全ての市町村において補助制度の利用が可能です。 実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html	青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368
通年	経営安定化サポート資金 (災害枠) (青森県特別保証融資制度)	【対象】 ・新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障を生じているもの (事業開始後1年未満の中小企業者を含む。) 【限度額】3千万円 【利率】融資期間3年以内 0.9% 融資期間3年以上 1.1% 【期間】運転資金・設備資金ともに10年以内 【URL】http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html 【県と市町村が保証料を補助します】 経営安定化サポート資金(災害枠)についても、県と市町村では、その保証料の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。 実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/files/03_210401_marutei_covid19_chirashi.pdf ※保証料補助を受けるに当たっては、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受ける必要があります。 ※セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に当たっては、創業後3か月以上経過している必要があります。	青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368
通年・随時	青森市商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金	青森市内において、商店街等の区域における空き店舗を賃借し、出店又は事務所等の開設を行う中小企業者等を対象に、店舗改装工事費の一部を補助します。 【対象経費】 ・事業実施のために必要な内・外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事等に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税を除く) 【補助金の額】 ・1/2以内の額(上限100万円) 【条件等】 ・補助事業を申請する者は、交付決定を受けた後、補助事業に着手しなければならない。 ・補助事業者は、当該店舗を出店しようとする商店街に加盟すること。 ・補助事業者は、補助事業完了後3年間は当該店舗において、自ら継続して営業すること。 【URL】https://www.city.aomori.aomori.jp/keizai-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/toshidukuri/chuushin-syoutengai/07.html	青森市経済政策課商業振興チーム (担当:村上) 電話:017-734-2376

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	弘前市空き店舗活用支援 事業費補助金	中心市街地の空き店舗を活用して、小売・サービス業の店舗を新規出店又は移転する際の店舗改修工事費用及び賃借料の一部を補助します。 【対象要件】 ①出店期間：営業期間3年以上 ②地域活動への参画 ③夜間のみの営業不可 ④賃借事業の場合は令和5年3月31日までに事業を完了 【補助対象経費】 ①店舗の改修工事に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税等は対象外) ②道路に面した1階の空き店舗の賃借料 【補助率】 ①市が指定する道路に面した1階の改修工事 3分の2 ②①以外の空き店舗 2分の1 ③道路に面した1階の賃借料 【限度額】 ①市が指定する道路に面した1階の空き店舗150万円 ②①以外の空き店舗50万円 ③道路に面した1階の賃借料50万円 【URL】 未定	弘前市 商工労政課 商業振興係 電話：0172-35-1135
通年	八戸市創業融資利子補給 事業	創業者の開業資金調達に対する支援を目的として、日本政策金融公庫が実施する融資を活用して開業する創業者に対して、利子補給を実施します。 【対象】 ・八戸市内で創業する(創業後1年未満を含む)事業であること。 ・産業競争力強化法に基づく「八戸市創業支援等事業計画」に定める『特定創業支援等事業』による支援を受けた者又は、代表者が『特定創業支援等事業』による支援を受けた法人であること。 【利子補給対象融資限度額】 500万円 【資金使途】 運転資金・設備資金 【補給利率】 借入利率の1%に相当する額。ただし、借入利率が1%未満の場合は、支払った利子額に相当する額。 【補給期間】 3年間 【URL】 -	八戸市商工課 (担当：下館) 電話：0178-43-9242
通年	黒石市中心商店街空き店 舗対策事業補助金	【対象】黒石市中心商店街対象地域で取得し、若しくは賃借した空き店舗を改修して開業とする者又は空き店舗を賃借して開業し1年を経過した者 【限度額】店舗等改修費 1,000,000円 店舗等賃借料 600,000円 【期間】年度内 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/shigaichi_yuushi.html	黒石市商工課 商工振興係 電話：0172-52-2111 (内線641)
通年	黒石市小口資金特別保証 制度	【対象】市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき1,250万円以内 【利率】1.8%以内 【期間】7年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内) 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html	黒石市商工課 商工振興係 電話：0172-52-2111 (内線641) 「制度の利用」については市内金融機関へ

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	黒石市事業活性化資金特別保証制度	【対象】市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、納税状況の良好な企業 【限度額】事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき2,000万円以内 【利率】1.9%以内 【期間】10年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内) 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html	黒石市商工課 商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641) 「制度の利用」については市内金融機関
通年	創業等支援家賃補助事業	【対象】中心商店街等で新たに創業または事業承継する事業主の方で、各要件を満たす方 【限度額】対象店舗の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は3万円のいずれか低い額を24月分 【URL】 http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akitenpo.html	五所川原市 商工労政課 (担当:古川) 電話:0173-35-2111 (内線2552)
通年	空き工場等賃借料補助事業	【対象】空き工場等を活用して2人以上(情報サービス業は1人、コールセンター業は5人以上)を正規雇用し継続的な事業を行おうとする事業主の方で、各要件を満たす方 【限度額】空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は10万円のいずれか低い額を24月分 【URL】 http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html	五所川原市 商工労政課 (担当:石田) 電話:0173-35-2111 (内線2553)
通年	創業者等支援利子補給事業	【対象】㈱日本政策金融公庫から創業または事業承継に係る融資を受けた方で、各要件を満たす方 【限度額】創業または事業承継に係る融資にて支払われた約定利息の1回目から12回目までの全額(償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までの額) 【期間】対象期間の利子の支払終了後3ヶ月以内に申請 【URL】 http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_rishihokyu.html	五所川原市 商工労政課 (担当:古川) 電話:0173-35-2111 (内線2552)
通年	十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金	【対象】 ・市内で1か月以上使用されていない空き店舗等を活用すること ・2年以上継続して営業することが見込まれること ・補助金交付申請前に営業又は改修等をしていないこと など 【限度額】 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡以上:上限額300万円 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡未満:上限額150万円 ・それ以外:上限額50万円 ※市外から転入等の場合、令和2年10月1日以降に転入(あるいは本店の住所移転)したこと 【補助率】外装・内装設備等の工事費用の2分の1 【期間】通年 【URL】http://www.city.towada.lg.jp/docs/2016040400029/	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話:0176-51-6773
通年	三沢市簡易小口資金特別保証制度	【対象】市内の中小企業者を対象に、事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る。 【限度額】1企業につき2,000万円以内 【利率】年2.0% 【期間】7年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205,html	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当:山内) 電話:0176-53-5111 (553)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	三沢市中小企業活性化資金特別保証制度	【対象】市内の中小企業を対象として、経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を図るもの。 【限度額】1企業につき2,000万円以内 【利率】年2.0% 【期間】10年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205,html	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111 (553)
通年	起業家支援事業補助金	【対象】雇用の創出が期待できる起業または新分野への進出を図る事業を行う方に対して、事業費の一部を補助する。 【限度額】補助対象経費の8割、上限100万円 【期間】通年(予算の範囲内) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/12,20543,58,540,html	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111 (553)
通年	店舗改装事業費補助金 (空き店舗改装出店工事)	【対象】市内の空き店舗を活用して、小売・飲食・生活関連サービス業等を新規に開業する事業者を対象に、地域の賑わい(日中)の創出及び補助金受領後も継続的な営業が見込まれることを前提として、改装に係る経費等を補助する。 【限度額】契約額の3分の1、上限100万円 【期間】予算額に到達次第。なお、出店は年度内に行うこと 【URL】 http://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/22,13592,17,132,html	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111 (553)
通年	店舗改装事業費補助金 (既存店舗改装工事)	【対象】市内で小売・飲食・生活関連サービス業等を経営しており、改装工事により売上増加が見込まれる事業者を対象に、地域の賑わい(日中)の創出及び補助金受領後も継続的な営業が見込まれることを前提として、改装に係る経費等を補助する。 【限度額】契約額の6分の1、上限50万円 【期間】予算額に到達次第。なお、出店は年度内に行うこと 【URL】 http://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/22,13592,17,132,html	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111 (553)
通年	むつ市創業融資利子補給金	創業時の借入に係る利子の一部補給を行います。 【対象】次のいずれにも該当する方 ①むつ市内で創業する法人または個人(市外居住者を含む) ②融資の際に新たに創業する者または創業後1年未満の者 ③法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること ④市税を完納していること 【補給上限額】15万 【補給内容】融資を受けた日から12か月分の利子の1%相当額 【URL】http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/15,60191,30,759,html	むつ市 産業雇用政策課 (担当: 竹山) 電話: 0175-22-1111 (内線2652)
通年	令和3年度平川市空き店舗対策事業補助金	【対象】新たに市内の空き店舗を活用し、3年以上継続して営業する事業 【補助額】 ①賃借料補助額 営業開始月から最大12か月分の3分の2以内。1月5万円、年額60万円を限度。 ②改修費補助額 2分の1以内。商業集積地域は100万円、その他の地域は50万円を限度。 【申請期限】令和4年1月31日(ただし、予算が上限に達した時点で終了) 【その他】施設改修等着手後の申請は不可とする 【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/akitenpo.html	平川市 経済部 商工観光課 商工振興係 電話: 0172-44-1111 (内線2182)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	令和3年度平川市 創業支援事業補助金	【対象】市内で創業し、金融機関から融資を受けて行う事業で、かつ3年以上継続して営業する事業 【限度額】事業者認定後に着手する事業で、事業認定日から12か月を経過する日までの経費の2分の1(ほかの補助金等を併用する場合は、それを控除した額の2分の1以内。)。50万円を限度。 【その他】営業開始後の申請は不可とする 【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/2021-0409-1749-143.html	平川市 経済部商工観光課 商工振興係 電話:0172-44-1111 (内線2182)
通年	創業支援事業補助金	町内において創業する方(新分野進出も含む)に対する創業資金を補助します。 【対象】 ①年度内に創業又は申請時に創業等の日から1年を経過しない方 ②町内に居住又は主たる事務所を置き、2年以上継続して営業を行う計画がある方 など 【対象経費】土地建物購入費、増改築や改修に要する経費、設備・備品購入費、広告宣伝費、法人設立時に要する申請手数料等 【補助率等】2分の1以内又は100万円以内の低い額 【URL】 http://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien.html	鯉ヶ沢町 政策推進課 観光商工班 電話:0173-72-2111
通年	空き店舗等対策事業補助金	町内に住所又は主たる事業所を有し、新たに空き店舗等を賃借して事業を行う方に対する空き店舗等の賃料を補助します。 【対象】 ①小売業、飲食業、サービス業に供する店舗が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設 など 【対象経費】空き店舗等の開業月以降連続する12か月分の賃借料 【補助率等】3分の2以内又は月額5万円(年額60万円)の低い額 【URL】 http://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien.html	鯉ヶ沢町 政策推進課 観光商工班 電話:0173-72-2111
4～12月	板柳町空き店舗利活用推進事業費補助金	【対象】板柳町の中心商店街区域内の空き店舗を利活用して事業活動を行う者 【補助対象経費】空き店舗の改修工事のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等にかかる経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費 【補助金額】補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、その上限額は、100万円とする。 【期間】申請受付:4月～12月	板柳町 産業振興課地域振興係 電話:0172-73-2111
通年	鶴田町小口資金特別保証融資制度	【対象】鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】1,000万円 【利率】2.3%以内 【期間】7年以内 【URL】http://www.town.tsuruta.lg.jp/	鶴田町 企画観光課 電話:0173-22-2111
通年	鶴田町事業活性化資金特別保証融資制度	【対象】鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円 【利率】2.4%以内 【期間】10年以内 【URL】http://www.town.tsuruta.lg.jp/	鶴田町 企画観光課 電話:0173-22-2111

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	産業創出応援事業費補助金	魅力ある商工業の振興と商店街の活性化などの地域経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的に、事業者が行う産業創出活動に要する経費について補助するもの 【対象】 ①雇用奨励費 新たに雇用された者のうち、雇入れの日において65歳未満の者の人件費※建設、建築、土木事業及び家族(2親等以内)労働にかかる人件費は除く ②創業応援費 新たに雇用し行う事業の開始のために必要となる事業用施設の土地・建物の借料、設備・機械等の購入や修繕、マーケティング活動費等に係る初期費用(2親等以内との取引に係るものは除く) 【補助額】 ①雇用奨励費 1名につき、補助対象経費の3分の2以内(最大3名分) 限度額 町内(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり50万円 町外(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり25万円 ②創業応援費 補助対象経費の3分の2以内 限度額 50万円 【URL】http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo	野辺地町 地域戦略課 地域振興担当 電話:0175-64-2111
通年	空き店舗・空き家活用事業費補助金	空き店舗及び空き家の利用を通じて町のにぎわいを創出するとともに、魅力ある商工業の振興及び商店会の活性化などの地域経済の発展を促進することを目的としており、町内の空き店舗等を活用して新たに出店する者の店舗改装に関する経費を補助するもの 【対象】 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン(看板)工事、電気工事等に要する経費。 ※町内業者に発注したものが対象になるが、町内業者が扱っていないものに関しては、町外業者への発注も認める。 【補助額】 補助対象経費の3分の2以内 限度額 商業地域内の場合 60万円 商業地域外の場合 30万円 【URL】http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo	野辺地町 地域戦略課 地域振興担当 電話:0175-64-2111
通年	創業スタートアップ支援事業補助金	【対象】町内で新たに創業する者又は創業を予定している者で、次のいずれにも該当する者。 ①町内で事業を興す個人または法人であること。 ②納税状況が良好であること。 ③個人の場合、町内に居住していること。法人の場合、町内に本店又は主たる事務所をおくこと。 ④創業において国、県の補助金又はその他の七戸町補助金の交付を受けていないこと。 ⑤暴力団と無関係であること。 【補助金額】上限100万円 ①空き店舗及び空き家を利用して創業する場合は、対象経費の2分の1以内の額。 ②①に該当しない場合は、対象経費の4分の1以内の額。 【URL】http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/kigyo/post-84.html	七戸町 商工観光課 (担当:佐藤) 電話:0176-62-2137
通年	新創業融資利子補給	【対象】日本政策金融公庫から新創業融資制度の貸入れを行った者 【限度額】3,000万(うち運転資金1,500万円) 【利率】1事業者36回までの約定利息分を補給	六ヶ所村商工会 電話:0175-72-2331

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年・随時	東通村中小企業小口資金特別保証	【対象】東通村内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円以内 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】—	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-27-2111 (内線116)
通年・随時	東通村中小企業事業活性化資金特別保証	【対象】東通村内の中小企業者の経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を期することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円以内 【利率】1.9% 【期間】10年以内 【URL】—	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-27-2111 (内線116)
通年・随時	東通村小口零細企業特別保証	【対象】東通村に住所又は主たる事業所を有する、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項(1)～(6)に定める小規模企業者で納税状況が良好なものを対象とする。 (1)常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの(2)に掲げるものを除く。) (2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの (3)事業協同小組合にあって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの (5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)～(5)に掲げるものを除く。) 【限度額】2,000万円 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】—	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-27-2111 (内線116)
通年	三戸町空き店舗活用事業費補助金	空き店舗の有効な活用を促進し、空き店舗の解消、商店街の賑わいづくりを促進することを目的に、商店街等にある空き店舗に新規に出店する者が行う店舗改装に関する経費について補助するもの 【対象】 ・事業実施するために必要な内・外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備に要する経費(商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む) 【限度額】新規事業者 補助率4/5 補助限度額100万円 既存事業者 補助率2/3 補助限度額50万円 【期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日 【URL】—	三戸町 まちづくり推進課 (担当:明戸) 電話:0179-20-1117

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
募集期間 令和3年7 月21日ま で(下半期 の募集は 未定)	未来を創る起業支援事業	【対象】 ①町内で起業した事業 ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。 ③主たる事務所に代表者を含めて1人以上が勤務し営む事業であること。 【限度額】 30万円(移住加算金20万円、空き家・空き店舗活用加算金50万円) 【期間】 起業した日から起算して12ヶ月以内 【URL】 http://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/biz_support/20201102_startup_biz_support.html	五戸町 総合政策課 地方創生班 電話:0178-62-2111 (内線234・235)
通年	田子町小口資金特別保証制度	【対象】町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【貸付額】5,000万円(1企業につき2,000万円以内) 【貸付利率】年率1.9%以内 【融資期間】10年以内 【URL】—	田子町 産業振興課 2次3次産業戦略推進グループ 電話:0179-20-7114
通年	田子町活性化資金特別保証制度	【対象】町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【貸付額】1億5,000万円(1企業につき2,000万円以内) 【貸付利率】年率1.9%以内 【融資期間】10年以内 【URL】—	田子町 産業振興課 2次3次産業戦略推進グループ 電話:0179-20-7114
通年	階上町小規模事業者経営改善資金利子補給	【対象】町内に住所を有する小規模事業者であり、かつ、町内において1年以上事業を営んでいること。 【限度額】2000万円 【利率】借入利率の1%(借入利率が1%未満である場合は、0%越の部分)に相当する額 【期間】運転資金7年以内、設備資金10年以内 【URL】 https://www.town.hashikami.lg.jp/index.cfm/7,14136,31,341,html	階上町 産業振興課 商工観光グループ 電話:0178-88-2875
通年	サクセス サクセスエフ (青森県「選ばれる青森」 への挑戦資金)	【対象】県内で中小企業者として創業する方(創業後1～5年未満含む) 【限度額】1000万円 【利率】1.1%(女性、若者、シニア、UIJターンの方0.9%、市町村が設置する創業相談窓口のご利用の方、三者連携に関する融資1.0%) 【期間】7～10年以内(市町村によって異なります) 【保証料】原則不要(県と市町村が補助) 【URL】http://www.cgc-aomori.jp/sougyou/index.html	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 (担当:堀川、沼田) 電話:017-723-1356
通年	青森労働局 地域雇用開発助成金	【対象】 青森県内においては、同意雇用開発促進地域(弘前、五所川原、黒石の各公共職業安定所管内の地域)及び過疎等雇用改善地域(弘前市(旧中津軽郡相馬村の区域)、五所川原市、むつ市(旧下北郡川内町、旧同郡大畑町、旧同郡脇野沢村の区域)、平川市(旧南津軽郡碓ヶ関村の区域)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、板柳町、中泊町、風間浦村、佐井村)において、事業所の設置・整備に伴い、求職者の雇入れを行った事業主。 ※対象地域は令和3年10月1日以降変更となる可能性あり。 【支給額】 雇入れ求職者3名(創業に該当する場合は2名)以上で、設置・整備費用(300万円以上)に応じ、48万円～1,600万円。 【URL】 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/index.html	各公共職業安定所 (ハローワーク) 助成金担当部署

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	青森労働局 中途採用等支援助成金 (生涯現役起業支援コース)	【対象】 中高年齢者等の方が起業するにあたり(起業日の年齢が40歳以上)、中高年齢者等(60歳以上の対象労働者1名以上、40歳以上60歳未満の対象労働者2名以上、または40歳未満の対象労働者3名以上)を雇入れた場合の雇用創出措置(募集・採用並びに教育訓練)に要した費用の一部を助成します。 【支給額】 計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に助成率を乗じた額。 ・起業者が高年齢者(60歳以上)の場合は3分の2(上限200万円) ・起業者が40～59歳の場合は2分の1(上限150万円) 【URL】 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/index.html	各公共職業安定所 (ハローワーク) 助成金担当部署
6月1日 ～ 9月10日	令和3年度あおもり移住起業支援事業費補助金	【概要】 東京圏から青森県内に移住し、地域課題を解決する社会的事業を新たに起業する方又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※での事業承継若しくは第二創業する方の、起業及び事業承継又は第二創業に要する経費の一部を助成します。 ※未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業 【補助対象者】 ①東京23区の在住者又は東京圏在住で東京23区への通勤者(移住直前の10年間のうち、通算5年以上(直近1年間を含む) ※ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も含む ②交付決定時において転入後1年以内であること、又は補助事業の事業期間完了日までに青森県内に居住することを予定していること。 ③事業期間完了日までに、青森県内で地域課題を解決する社会的事業を新たに起業すること又はsociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業をすること。 【補助率】1/2 【補助上限額】200万 【募集期間】令和3年6月1日～令和3年9月10日 【URL】https://www.21aomori.or.jp/sougyou/aomori-ijyukigyoku.html	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066

4. 融資制度(自治体融資制度を除く)

令和3年5月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	問い合わせ先 (部署名・TEL)
通年	日本政策金融公庫 【新創業融資制度】	【対象】次のすべての要件に該当する方 ①対象者の要件 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方 ②自己資金の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方。ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」または「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします。 【融資額】3,000万円以内(うち運転資金1,500万円以内) 【返済期間】各種融資制度で定める返済期間以内 【担保・保証人】原則不要 ※原則、無担保無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなっております。法人のお客さまがご希望される場合は、代表者が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html	日本政策金融公庫 国民生活事業 青森支店 電話:017-723-2331 八戸支店 電話:0178-22-6274 弘前支店 電話:0172-36-6303
通年	日本政策金融公庫 【新規開業資金】	【対象】 新たに事業を始める方、事業開始後7年以内の方 【融資額】7,200万円(うち運転資金4800万円) 【返済期間】 運転資金 7年以内、 設備資金 20年以内 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyoku_m.html	日本政策金融公庫 国民生活事業 青森支店 電話:017-723-2331 八戸支店 電話:0178-22-6274 弘前支店 電話:0172-36-6303
通年	青森銀行 【スタートアップ】	【対象】青森県内において新たに創業される方、創業後5年未満の方 【融資額】1事業者さまにつき5,000万円以内 【返済期間】7年以内 【URL】 http://www.a-bank.jp/	青森銀行 ビジネスパートナー部 ソリューション支援課 (担当:一戸、松橋) 電話:017-734-8511
通年	みちのく創業 チャレンジ資金	【対象】 以下の法人および個人事業主(NPO法人は対象外) ①青森県内および道南地区において創業する方 ②創業後税務申告を2期終えていない方 【融資額】 3,000万円 ただし、「日本政策金融公庫(国民生活事業)との協調」や「『選ばれる青森』への挑戦資金」を併用する場合は、各貸出金との合計で3,000万円以内とする 【返済期間】 2期目の決算月から起算して、5ヵ月後の月末日まで 【URL】 https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/sougyou.html	みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252

時期	事業名・制度名	場所	問い合わせ先 (部署名・TEL)
通年	みちのく創業 サポートローン	【対象】 新たに創業する、または創業後1年未満である法人(NPO法人含む)及び個人事業主 【融資額】 500万円以内 【返済期間】 運転資金:5年以内 設備資金:7年以内(1年以内の据置期間含む) ※手形貸付の場合は期間1年以内 【URL】 https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/support.html	みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252
通年	青森県信用組合 創業支援融資制度 【未来】	【対象】青森県内の個人事業主および法人 ①青森県内において創業する方(創業後2年以内の方) ※業種転換又は新規業種参入等の経営革新を含む ②税金の滞納がない ③当組合の組合員であること ④その他当組合所定の条件を満たす方 【融資額】 1,000万円以内(10万円単位)ただし、所要資金の9割を限度とする 【返済期間】 運転資金…5年以内とし期間内で1年間の元金据置を認める 設備資金…10年以内とし期間内で2年間の元金据置を認める 【URL】—	青森県信用組合 県内各営業部店
通年	青い森信用金庫 【青い森トリプルサ ポート】 (日本政策金融公 庫との協調融資商 品)	【対象】 創業前、または創業後5年以内の青い森信用金庫の営業区域内で 事業を営む方 等 【融資額】運転・設備資金 2,000万円以内 (青い森信用金庫、日本政策金融公庫からの融資合計) 【URL】—	青い森信用金庫 各営業部店